

積極的な就業促進政策④フランス

供給側(求職者及び労働者)に対する施策(相談、援助等)

「被用者の職業人生にわたる訓練機会」に関する全国業種横断的協約

- **開始年月** 2004年5月
- **適用範囲** 全ての企業の全被用者が対象
- **具体的内容** フランスの企業は、社員への訓練機会の付与が法律で義務づけられており、労使が高齢労働者・熟練労働者のための様々な訓練参加権を労働協約で規定し、参加促進を図っている。

例)20年以上の職務経験がある45歳以上の被用者で勤続1年以上の者は、優先的に技能検定を受講できる他、時間外の職業訓練を受講する場合は、給与の50%相当の教育訓練手当が企業から支給される。

高齢労働者の賃金保障(EGS)

- **開始年月** 2003年1月
- **適用範囲** 50歳以上の失業者で失業給付の受給残日数が180日以上ある者
- **具体的内容** 再就職した対象者に対し、失業前の手取り賃金と新たな職の手取り賃金の差額の50%が、失業給付の受給残日数と同期間受給できる。
- **利用実績等** 約4千人(2005年)